

平成 25 年 12 月

平成 26 年度税制改正(大綱)速報

平成 26 年度の税制改正大綱が決定されましたので、主な内容をお知らせいたします。
なお、法案成立は平成 26 年 3 月頃の予定ですので、詳細につきましては法案成立後に改めてお知らせいたします。

法人課税

●生産性向上設備投資減税 <H26.1.1～H29.3.31>

一定の生産性向上設備を取得した場合に 100%の即時償却又は 7～10%の税額控除ができる措置を創設する。

●研究開発税制の拡充 <H26.4.1 開始事業年度～>

増加試験研究費に対する税額控除制度について、税額控除額を増加試験研究費の最高 30%へ引き上げる(従来 5%)。

●所得拡大促進税制の拡充 <H26.4.1 開始事業年度～>

雇用者給与等支給増加割合が 2～3%以上で一定の要件を満たす場合は、その雇用者給与等支給増加額の 10%～20%の税額控除ができることとする。

●交際費課税の緩和 <H26.4.1 開始事業年度～>

資本金 1 億円以下の中小企業	年間 800 万まで全額損金算入 飲食費の 50%損金算入	} 選択適用
資本金 1 億円超の大企業	飲食費の 50%損金算入(従来は全額課税対象)	

●復興特別法人税の廃止 <H26.4.1 開始事業年度～>

復興特別法人税(法人税額の 10%相当額)を 1 年前倒しで廃止する。

個人課税

●給与所得控除の縮小 <H28 年分～>

適用時期	上限適用給与年収	給与所得控除上限額
現 行	1500 万円超	245 万円
平成 28 年	1200 万円超	230 万円
平成 29 年	1000 万円超	220 万円

●住宅ローン控除の拡充 <H26.4.1～H29.12.31>

居住年	借入限度額	控除率	控除限度額	最大(10年)控除額
～平成 26 年 3 月	2,000 万円 (3,000 万円)	1.0%	20 万円 (30 万円)	200 万円 (300 万円)
平成 26 年 4 月～ 平成 29 年 12 月	4,000 万円 (5,000 万円)	1.0%	40 万円 (50 万円)	400 万円 (500 万円)

* ()内は認定長期優良住宅及び認定低炭素住宅の場合。

●すまい給付金制度の創設 <H26.4.1～H29.12.31>

消費税率 8%が適用される一定の住宅を取得した場合、最大 30 万円の現金が給付される。(消費税率 10%適用の場合、最大 50 万円)

収入の目安	給付基礎額
425 万円以下	30 万円
425 万円～475 万円	20 万円
475 万円～510 万円	10 万円

* 収入の目安は扶養親族 1 名のモデル試算

●ゴルフ会員権売却損の損益通算廃止 <H26.4.1～>

個人がゴルフ会員権・リゾート会員権を売却して発生した損失は、給与所得など他の所得との通算不可とする。

税制改正スケジュール

施行時期		改正内容
平成 26 年	1 月	少額投資非課税制度(NISA)
	1~2 月	設備投資・賃上げ減税拡充
	3 月	復興特別法人税を廃止
	4 月	消費税 8%に引き上げ
		住宅ローン減税拡充・すまい給付金創設
		印紙税非課税拡大(3 万円未満 → 5 万円未満)
		自動車取得税 1~2%減額
平成 27 年	1 月	相続税の基礎控除縮小(5,000 万円 → 3,000 万円)
		相続税の最高税率引き上げ(50% → 55%)
		所得税の最高税率引き上げ(40% → 45%)
	4 月	軽自動車税(新車)1.5 倍引上げ
	10 月	消費税 10%に引き上げ(未定)
		自動車取得税廃止(未定)
平成 28 年	1 月	年収 1200 万円超の給与所得控除縮小
平成 29 年	1 月	年収 1000 万円超の給与所得控除縮小